

事業年度	平成30年度
工事種別	改修工事（機械設備工事）
工事番号	こども工 - 5

工事名 可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事（機械設備工事）

注意事項

この内訳書の工事項目及び数量は、積算する上での参考資料です。
積算の際は、設計図面にて工事項目及び数量を拾い出し積算して下さい。

可児市

こども健康部

こども課

工事番号	こども工 - 5	工事箇所	可児市 下恵土 地内	施設名	めぐみ保育園
工事名	可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事（機械設備工事）				
理 由			工 事 概 要		
<p>平成8年度に建築された当建物は、20年以上が経過し老朽化が進んでいるため、子供達が安全に安心して園生活を過ごせるように大規模改修を行なう。</p> <p>また、増大する保育ニーズに応えるため、既設職員棟を解体し、園舎の増築を行なう。</p>			<p>機械設備工事 一式 (給水設備、衛生器具設備、排水通気設備、給湯設備、消火設備、ガス設備他)</p> <p>・新築建物 増築園舎(鉄骨造 平屋建 208.98㎡) 渡り廊下(鉄骨造 平屋建 4.05㎡)</p> <p>・改修建物 既設園舎(鉄骨造一部木造 平屋建 950.76㎡)</p> <p>・解体建物 職員室棟(プレハブ構造 平屋建 38.9㎡) 渡り廊下(鉄骨造 平屋建 9.72㎡)</p>		
金 額	円	内消費税相当額	円		
特 記 仕 様 書					
<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。</p> <p>(2) 受注者は、本工事が「可児市工物品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を提出し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金500万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>(4) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾は除く)、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、別添様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。</p> <p>(5) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51条)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改定平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提供するものとする。</p>					
機 種			備 考		
<p>一般工事中用建設機械</p> <p>・バックホウ</p> <p>・トラックシャベル(車輪式)</p> <p>・ブルドーザ</p> <p>・発動発電機(可搬式)</p> <p>・空気圧縮機(可搬式)</p> <p>・油圧ユニット</p> <p>(以下に示す基礎工事中用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</p>			<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p>		

・ローラー類 (ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ホイールクレーン	
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの。 ・排出ガス対策型建設機械として指定をうけたもの。	

2. 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。
- (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。ただし、建設発生土が100m³未満の場合はこの限りではない。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。

3. 使用材料

- (1) アスファルト再生合材について
本工事で使用するアスファルト再生合材には「ささゆりクリーンパーク溶融スラグ」を混入するものとし、使用にあたっては、「溶融スラグの土木資材への利用に関するガイドライン(可児市)」によること。
- (2) コンクリート二次製品について
本工事に使用するコンクリート二次製品については、ささゆりクリーンパーク溶融スラグ混入資材を使用するものとし、施工前に溶出試験結果等の品質を証明する書類を提出し、監督員の許可を得ること。
- (3) 生コンクリートについて
本工事に使用する生コンクリート(均しコンクリートを除く)については、水セメント比60%以下とし、品質を証明する書類を提出して、事前に監督員の許可を得ること。

4. 工事施工について

- (1) 契約書18条第1項第1号から5号に係る設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行うこと。
- (2) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないよう努めること。
- (3) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、請負人の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。
- (4) 工事着手前に、可児市基準点(世界測地系)を用い、境界(座標)を確認すること。また、特に指示しない限り、構造物を官民境界とするため、官民境界と構造物の位置を示した図面等にて施工した構造物が民地を侵していないことを報告すること。
- (5) 施工区間と現道との取付については、交通の支障とならないよう充分留意すること。
- (6) 必要に応じ交通誘導警備員を配置し、安全を期さなければならない。また、夜間の安全確保についても十分な対策を施すこと。

5. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険(保険対象:第三者に与えた損害)及び工事保険(保険対象:工事目的物、工事材料及び仮設物等)に加入するものとする。

6. ワンデーレスポンスの取組について

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事です。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 実施にあたっては、可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領に基づき実施する。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。

7. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

8. 暴力団等による不当介入における通報義務について

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が2,500万円未満であること。
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員の認めた場合は、兼務を取り消すものとする。

現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。

10. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間)については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打ち合わせにおいて定める。

また、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

11. 設計図書の優先順位

質疑回答書 特記仕様書 図面 内訳書 標準仕様書 公共規格及びこれに準ずる規格

12. 質疑及び軽微な変更

図面、内訳書等の内容に相違がある場合、明記のない場合、また疑問を生じた場合は、監督員と協議し、その指示による。現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状寸法の軽微な変更の場合は、請負金額の変更は行わない。

13. その他

- (1) 給排水、電気、その他の工事中設備、撤去の方法及び工事に必要な官公署等への諸届、諸手続きは請負者の責任において行うものとする。また、工事に先立ち、上下水道・電気等の埋設物調査を行ない、当施設や周辺環境に影響を及ぼさないように注意すること。
- (2) 工事に関する電気・水道料金の基本料金及び使用料金は、引渡しまで本工事に含むものとする。
- (3) 別途工事に対する調整について、本工事施工者は工事工程並びに納まりに関して、別途工事業者と密接に連絡し、調整を行うこと。
- (4) 着手前に施設運営に支障が無いよう、めぐみ保育園及びこども課と調整を行い仮設計画、工程表の調整を行うこと。なお、施工手順は原則以下の通りとすること。

1. 既設職員室棟の解体撤去及び、プール・遊具等の移設撤去
2. 増築園舎の新設
3. 既設棟(0~2才児室、教材室・物入・廊下、幼児用トイレ1箇所)の改修
4. 調理室改修他

- (5) 本工事に必要な手続きや消防法などの関係法令の届出、申請に必要な書類は受注者が作成し、受注者自ら検査に立ち会い、契約期間内に手続きを完了すること。
また、別途発注の施工上密接に係る工事についての届出、申請及び検査に対して協力するものとし、工事全体の各種検査等が円滑に受検できるように努めること。
- (6) 当該工事の「可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事(機械設備工事)」を同時発注又は現工事の工期内で近接した工事を同一業者が受注した場合、該当する工事の合算額により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整の対象とする。(岐阜県基準を準用)
- (7) 当該工事の「可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事(機械設備工事)」を受注したものは、安全衛生責任者を選任し、統括安全衛生責任者(「可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事(建築工事)」の受注者より選任)との連絡等、厚生労働省令で定める事項を行うこと。

その他図面特記仕様書による。

記号	工事名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事(機械設備工事)						
M	機械設備工事		1	式			
	直接工事費 計		1	式			
	共通仮設費		1	式			
	純工事費 計						
	現場管理費		1	式			
	工事原価 計						
	一般管理費等負担額		1	式			
	工事価格 計						
	消費税相当額		1	式			
	総合計						

番号	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
-1	増築棟工事						
1	空調設備工事		1	式			
2	給排水設備工事		1	式			
	-1. 合計						

番号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
-2	既設棟改修工事						
1	空調設備工事		1	式			
2	給排水設備工事		1	式			
	-2. 合計						

番号	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	屋外給水設備工事						
	シャワー水栓	T-6	3	個			
	散水栓	T-7	2	個			
	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP	20A 地中埋設	17	m			
	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP	25A 地中埋設	4	m			
	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP	30A 地中埋設	21	m			
	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP	40A 地中埋設	1	m			
	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP	50A 地中埋設	35	m			
	仕切弁	JIS5K 20A	2	個			
	仕切弁	JIS5K 25A	2	個			
	仕切弁	JIS5K 32A	1	個			
	仕切弁	JIS5K 40A	1	個			
	弁柵	VC-P	4	個			
	弁柵	VC-1	2	個			
	埋設表示		14	個			
	既設配管接続		1	式			別紙明細-17
	土工事		1	式			別紙明細-18
	小 計						
	改め計						

番号	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	(給湯設備)						
	給湯管 撤去	機械室・便所 一般配管用ステンレス鋼管 20SU	47	m			
	既設管切離し	SUS 20SU	2	箇所			
	保温撤去	給湯管 床下・暗渠内 着色アルミガラスクロス 20SU	43	m			
	保温撤去	給湯管 屋内露出 ステンレス鋼板 20SU	5	m			
	(ガス設備)						
	ガス管 撤去	機械室・便所 配管用炭素鋼鋼管 SGP20A	14	m			
	ガス管 撤去	機械室・便所 配管用炭素鋼鋼管 SGP25A	3	m			
	ガス管 撤去	機械室・便所 配管用炭素鋼鋼管 SGP32A	2	m			
	ガス管 撤去	機械室・便所 配管用炭素鋼鋼管 SGP40A	5	m			
	ガス栓 撤去	1口ガスコック	1	個			
	既設管切離し	SGP 20A	1	箇所			
	既設管切離し	SGP 40A	1	箇所			
	ガス管 撤去	仮設配管 配管用炭素鋼鋼管 SGP32A	26	m			
	ガス管 撤去	仮設配管 配管用炭素鋼鋼管 SGP25A	1	m			
	ガス管 撤去	仮設配管 配管用炭素鋼鋼管 SGP20A	7	m			
	別紙明細計						

特記仕様書
(条件明示)

工事名 可児市立めぐみ保育園園舎増築及び大規模改修工事(機械設備工事)

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等	
工	程	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 関連する別途発注工事あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 工種 (<u>電気設備工事、建築工事</u>) <input checked="" type="checkbox"/> B. 期間 (<u>H30.6</u> ~ <u>H31.2</u>)
		<input type="checkbox"/> 2. 他機関協議による工程条件あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 期間 ()
		<input checked="" type="checkbox"/> 3. 他機関との協議状況	<input checked="" type="checkbox"/> A. 協議済機関及び内容 (<u>こども課、めぐみ保育園</u>) <input type="checkbox"/> B. 未協議機関及び内容 ()
		<input type="checkbox"/> 4. 占用許可状況 ()	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
		<input checked="" type="checkbox"/> 5. 建築確認	<input checked="" type="checkbox"/> A. 許可済 <u>H30.3.19</u> <input type="checkbox"/> B. 申請中
		<input type="checkbox"/> 6. 河川区域、保全区域内作業あり	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
		<input type="checkbox"/> 7. 文化財協議 (教育文化財課)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ()
		<input checked="" type="checkbox"/> 8. その他	<input checked="" type="checkbox"/> A. その他 (<u>保育園運営に支障がないよう配慮すること</u>)
用	地	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	<input type="checkbox"/> A. 区間 (NO ~ NO) <input type="checkbox"/> B. 着工見込時期 () <input type="checkbox"/> C. 内容 ()
		<input type="checkbox"/> 2. 工事用地の未買収	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 処理の見込み時期 () <input type="checkbox"/> C. 未買収地への立ち入り可否 ()
		<input type="checkbox"/> 3. 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> A. 官有地 <input type="checkbox"/> B. 民有地 <input type="checkbox"/> C. その他 () <input type="checkbox"/> D. 別途協議 <input type="checkbox"/> A. その他 ()
		<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
公 害 対 策	策	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 騒音 (<u>保育園運営に支障がないよう配慮すること</u>) <input checked="" type="checkbox"/> B. 振動 (<u>保育園運営に支障がないよう配慮すること</u>) <input type="checkbox"/> C. 水質 () <input type="checkbox"/> D. その他 ()
		<input type="checkbox"/> 2. 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> A. 調査の項目 ()
		<input type="checkbox"/> 3. 環境影響調査あり	<input type="checkbox"/> A. 生物・植物調査あり <input type="checkbox"/> B. アスベスト含有材あり <input type="checkbox"/> C. フロン回収あり <input type="checkbox"/> D. その他 ()
安 全 対 策	策	<input type="checkbox"/> 1. 交通規制あり	<input type="checkbox"/> A. 全面通行止め <input type="checkbox"/> B. 片側通行止め <input type="checkbox"/> C. 時間制限あり ()
		<input type="checkbox"/> 2. 通学路あり	<input type="checkbox"/> A. 迂回路あり <input type="checkbox"/> B. 仮設歩道必要
		<input type="checkbox"/> 2. 交通整理員	<input type="checkbox"/> A. 区間 () 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> B. 区間 () 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> C. 区間 (NC ~) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> D. 交替要員あり
		<input type="checkbox"/> 3. 鉄道等の近接作業制限あり	<input type="checkbox"/> A. 工法制限あり () <input type="checkbox"/> B. 作業時間制限あり ()
		<input type="checkbox"/> 4. バス路線 (運行者との協議)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 () <input checked="" type="checkbox"/> A. その他 (<u>敷地内徐行運転</u>)
工 事 用 道 路	路	<input type="checkbox"/> 1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	<input type="checkbox"/> A. 搬入経路指定あり <input type="checkbox"/> B. 時間帯制限あり <input type="checkbox"/> A. 一般交通供用あり
		<input type="checkbox"/> 2. 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> B. 安全施設必要 () <input type="checkbox"/> C. 路面工 () <input type="checkbox"/> D. 工事完了後存続又は撤去 () <input type="checkbox"/> E. 構造 () <input type="checkbox"/> F. 用地 (借地) <input type="checkbox"/> G. 用地 (公用地) <input type="checkbox"/> H. 用地 (その他)
		<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
		<input type="checkbox"/> 1. 仮設物の指定又は一部指定あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ()
		<input type="checkbox"/> 2. 仮設構造物の転用、兼用あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 内容 ()
<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()		

明示項目	明示事項	制約条件等
建 設 発 生 土 建 設 (産 業) 廃 棄 物 係 関	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	<input checked="" type="checkbox"/> A. 運搬距離 (<u>7.0</u> Km) <input type="checkbox"/> B. 投棄料計上あり <input type="checkbox"/> C. 整地 (押土、敷均、締固等) 必要 <input type="checkbox"/> D. 整地 (押土) 必要
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	<input checked="" type="checkbox"/> A. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> B. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> C. 仮置場必要 () <input checked="" type="checkbox"/> D. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> E. 仮置場の用地借上費計上あり <input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> C. 整地 (押土、敷き均し、転圧) あり <input type="checkbox"/> D. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> G. 仮置場の用地借上費計上あり <input type="checkbox"/> H. 処分料計上あり
	<input type="checkbox"/> 3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	<input type="checkbox"/> A. 他工事名 () <input type="checkbox"/> B. 請負者運搬あり (運搬距離) <input type="checkbox"/> C. 盛土、埋戻し <input type="checkbox"/> D. ストックヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	<input type="checkbox"/> A. 種類 () <input type="checkbox"/> B. 場所 () <input type="checkbox"/> C. 中間処理施設までの運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> D. 処理費計上あり
	<input type="checkbox"/> 5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	<input type="checkbox"/> A. 槽内洗浄必要 <input type="checkbox"/> B. 可児市環境課と打合せの必要あり
	<input type="checkbox"/> 6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) <input checked="" type="checkbox"/> B. 建設発生土処理地の関係図書 <input type="checkbox"/> C. コプリス
	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 「可児市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理について」に基づく提出・提示書類あり	
工 事 支 障 物 件	<input type="checkbox"/> 1. 占用支障物件あり (電気)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 2. 占用支障物件あり (電話)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 3. 占用支障物件あり (水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 4. 占用支障物件あり (下水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 5. 占用支障物件あり (ガス)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 6. 占用支障物件あり (マホ-ル蓋、仕切り弁蓋等)	<input type="checkbox"/> A. 管理者による高さ調整 () <input type="checkbox"/> B. 請負者による高さ調整 ()
	<input type="checkbox"/> 7. 占用支障物件あり (その他)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 () <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
排 水 工 関 係	<input type="checkbox"/> 1. 漏水、湧水処理条件あり	<input type="checkbox"/> A. 方法 ()
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 () <input type="checkbox"/> A. R C
再 生 材 使 用 及 び 溶 融 ス ラ グ	<input type="checkbox"/> 1. 再生材使用指定あり	<input type="checkbox"/> B. アスファルト再生合材 (30% 再生) <input type="checkbox"/> C. アスファルト再生合材 (100% 再生) <input type="checkbox"/> D. 溶融スラグ使用あり () <input type="checkbox"/> E. 再生材を使用できない場合別途協議
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
そ の 他	<input type="checkbox"/> 1. 現場発生材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () <input type="checkbox"/> B. 納入場所 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 支給材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () <input type="checkbox"/> B. 引渡し場所 ()
	<input type="checkbox"/> 3. イメージアップあり	<input type="checkbox"/> A. 仮設費 () <input type="checkbox"/> B. 安全費 () <input type="checkbox"/> C. 管理費 () <input type="checkbox"/> D. 特別なイメージアップ ()
	<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()